

令和 年 月 日

青森県知事 殿

申請者 法 人 住 所
 法 人 名 称
 代表者職氏名

令和8年度青森県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費
補助金交付申請兼実績報告書

令和8年度青森県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請兼実績報告額 金 円

- 2 添付書類
 (1) 事業所・施設別申請・精算額一覧（別添1－1）
 (2) サービス継続支援事業に関する事業実績報告書（事業所・施設単位）（別添1－2）
 (3) 振込口座が確認できる書類（通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページ目の写し）

【申請内容に関する問い合わせ先】

担当者氏名		
連絡先	電話番号	

(別添1－1) 事業所・施設別申請・精算額一覧

No.	事業所・施設名	介護保険 事業所番号	サービス種別	住所	定員	補助申請・精算額(千円)			審査 結果
						介護事業 所等に対 するサービ ス継続支 援事業	介護施設 等に対す るサービス 継続支援 事業	合計	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
	合計								

(注)行が不足する場合には、「本申請書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

(別添1ー2)

サービス継続支援事業に関する事業実績報告書(事業所・施設単位)

事業所・施設概要

介護保険事業所番号		名称	
所在地	都道府県名	住所	電話番号
	青森県		
提供サービス(プルダウンから選択)		定員	人
事業区分	☐ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 ☐ 介護施設等に対するサービス継続支援事業		

申請にあたっての確認事項

領収書等の根拠資料は事業所等において適切に保管している。	
支出予定の費用について、他の補助金等と重複は生じていない。	
消費税は含んでいない。	

支出済額

1. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業(設備・備品分)	補助上限額	申請兼実績額	
	千円	千円	
【介護サービスを円滑に継続するための対応】			
品名	用途	数量(単位)	支出済額(円)※税抜き
合計			

【災害備蓄等への対応】

品名	用途	数量(単位)	支出済額(円)※税抜き
合計			

2. 介護施設等に対するサービス継続支援事業(食事提供分)	補助上限額	申請兼実績額
	千円	千円

品名	用途	数量(単位)	支出済額(円)※税抜き
合計			

(注) 申請兼実績額は、補助上限額と支出済額を比較していずれか低い方の額が入力される。

(単位：千円)

			介護事業所等に対するサービス継続支援事業		介護施設等に対するサービス継続支援事業
			(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応	(2) 災害備蓄等への対応	
助成対象事業所・施設 事業所・施設等の種別（※）			気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等		介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出した施設等（運営基準において食事の提供をしなければならないと規定される施設等）
			災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等		
補助基準額	1	同一建物減算の算定がある事業所	上限200 /事業所		—
	2	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	上限300 /事業所		—
	3	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	上限400 /事業所		—
	4	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	上限500 /事業所		—
	5	訪問入浴介護事業所	上限200 /事業所		—
	6	訪問看護事業所	上限200 /事業所		—
	7	訪問リハビリテーション事業所	上限200 /事業所		—
	8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	上限200 /事業所	—
	1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下		上限300 /事業所	—	
	1月あたり延べ利用者数601人以上		上限400 /事業所	—	
	11	通所リハビリテーション事業所	上限200 /事業所		—
	12	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）	上限200 /事業所		—
	13	福祉用具貸与事業所	上限200 /事業所		—
	14	定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所	上限200 /事業所		—
	15	夜間対応型訪問介護事業所	上限200 /事業所		—
	16	地域密着型通所介護事業所	上限200 /事業所		—
	17	認知症対応型通所介護事業所	上限200 /事業所		—
	18	小規模多機能型居宅介護事業所	上限200 /事業所		—
	19	認知症対応型共同生活介護事業所	上限200 /事業所		—
	20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）	上限200 /事業所		—
	21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	上限200 /事業所		—
	22	居宅介護支援事業所	上限200 /事業所		—
	23	介護老人福祉施設	上限 6 /定員		上限18 /定員
	24	介護老人保健施設	上限 6 /定員		上限18 /定員
	25	介護医療院	上限 6 /定員		上限18 /定員
	26	地域密着型介護老人福祉施設	上限 6 /定員		上限18 /定員
	27	短期入所生活介護事業所	上限 6 /定員		上限18 /定員
	28	養護老人ホーム	上限 6 /定員		上限18 /定員
	29	軽費老人ホーム	上限 6 /定員		上限18 /定員
補助対象経費			介護サービスを円滑に継続するために要する以下の経費	災害発生時にサービス提供体制を維持するために要する以下の経費	食材料費、食事の準備の委託費・外注費
			【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】 ア、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 イ、ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 【入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所】 ウ、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 エ、業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、造熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費	【入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所】 ア、飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ、ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ、衛生用品、医療用品等の購入等経費 エ、簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ、その他災害への備えとして必要と認められる経費	
			【補助対象外経費】 ・取得費用が50万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費 ・研修等の実施費用 ・外部事業者への委託経費 ・設置工事費用 ・建物等の修繕費用 ・その他本事業の趣旨目的に沿わない経費		

※通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断し、10月以降に開設した事業所は、開設から3か月間の平均により判断すること。
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点のものとします。
なお、令和7年4月2日以降に開設した施設等については開設日時点の定員とする。
事業所・施設等について、指定等を受けているが、申請時点において休止中の事業所・施設は補助対象外とする。
各介護予防サービスは助成対象に含まない。
介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は助成対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない